

全世代型保障 中間整理

中間整理のポイント

- 厚生年金や健康保険への加入を広げる「勤労者皆保険」の実現に向け、従業員数など企業規模要件の撤廃を検討
- 男性や非正規労働者らの育児休業取得を促進
- 女性の就労を制約する「130万円の壁」の解消が必要
- 出産時に公的医療保険から支払われる一時金の増額など、経済的負担軽減を議論
- 新型コロナウイルス禍を踏まえ、「かかりつけ医」制度を整備

政府は十七日、全ての世代が支え合つことを目指す全世代型社会保障構築本部（本部長・岸田文雄首相）を官邸で開き、有識者会議の中間整理を正式決定した。厚生年金などの加入者を広げるといった「勤労者皆保険」の実現へ、従業員数など企業規模により線を引く加入制限の撤廃を検討。男性や非正規労働者らの育児休業取得促進へ支援を求めた。財源論を一体とした抜本策は示さず、改革の具体化が課題となりそうだ。

中間整理は現役世代に焦点を当て、高齢者への給付中心とされる従来の議論から漏れた層をすくい上げる内容。岸田政権は六月にまとめる政府の経済財政運営の指針「骨太方針」に反映

させ、夏の参院選を前に実績づくりを狙う。岸田首相は本部で「働き方に中立的な社会保険制度を構築していき」と強調した。勤労者皆保険は働く時間や雇用形態にかかわらず、

比較的支給が手厚いとされる被用者保険（厚生年金・健康保険）に加入するといふ考え方だ。二〇二四年十月に従業員五十人以上の企業までパートらの加入対象職場を広げると既に企業規模要件を決定。中間整理

は、それより小規模な企業まで範囲拡大検討を求めた。フリーランスや、インターネットを通じて単発の仕事を請け負うギグワーカーらの加入を促す議論を提唱した。

個人経営事務所のスタッフの厚生年金加入拡大を検討するよう提言。現行は五人以上のスタッフがいる製造業など十六業種が義務付けられ、二二年十月から弁護士ら「士業」も対象となる。

た。

企業の理解不足や職場環境により、育休を取りにくく実情があるとして改善を促した。出産時に公的医療保険から支払われる一時金の増額を議論すべきだとした。

年収百三十万円以上になると夫の社会保険の扶養から外れるため、女性の就労を制約する「百三十万円の壁」の解消の必要性に言及。収入要件がある、企業の配偶者手当の撤廃や縮小の議論を求めた。

女性制約 130万円の壁解消必要

厚生年金加入制限の撤廃検討